

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南国市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

介護保険に関する事務は、業者が提供しているシステムにより運営され、そのシステムの管理はサービス提供事業者が行っているため、サービス提供事業者における個人情報管理体制を確認する。

評価実施機関名

高知県南国市長

公表日

令和6年12月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>南国市では、介護保険法に基づき、市内に居住する65歳以上の方を第1号被保険者として、40歳以上65歳未満で、老化に伴う病気（特定疾病）により介護や支援が必要になった方を第2号被保険者として管理し、介護保険に係る事務を行う。被保険者の資格に係る事務としては、主に住民票の異動に伴う資格取得・喪失の異動を行う。賦課に係る事務（第1号被保険者）としては、主に、本人の所得や世帯の市民税の課税状況などに応じて保険料額を決定し納付通知を行う。認定申請・支給に係る事務としては、要介護認定申請を受け付け、訪問調査、主治医意見書の作成依頼、認定審査会を経て、「非該当」「要支援1・2」「要介護1～5」までの区分に分けて認定し、その結果を通知する。</p> <p>また、利用者負担の軽減や低所得者で生計が困難である者及び生活保護受給者への配慮を行うことで介護保険サービスの利用促進を図る。</p> <p>南国市は、介護保険を行うため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給に関する事務（申請受理、確認、支給決定通知の発送） ・居宅介護（介護予防）住宅改修費支給に関する事務（申請受理、確認、支給決定通知の発送） ・居宅（介護予防）サービス計画届受理 ・居宅介護（介護予防）支援の届出受理 ・基準該当居宅介護（介護予防）支援の届出受理 ・居宅介護（介護予防）サービス費等の額の特例（申請受理、要件確認、決定通知の発行） ・高額介護（介護予防）サービス費について（支給要件の確認、申請受理、決定通知の発送） ・高額医療合算介護（介護予防）サービス費について（支給申請受理、証明書の交付、医療保険者からの通知受理、支給額の通知） ・特定入所者介護（介護予防）サービス費について（支給申請受理、要件確認、決定通知及び認定証の交付、再交付の申請受付、確認、再発行） ・特例特定入所者介護（介護予防）サービス費について（申請書受理、確認、支給の要件確認） ・他の法令による給付との調整（船員保険法、災害救助法） ・保険料滞納者に係る支払方法の変更、起債の削除 ・保険給付の支払の一時停止 ・保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例 ・旧措置入所者に対する施設介護サービス費について（支給申請受理、要件確認、支給決定通知発送） ・旧措置入所者に対する特定入所者サービス費について（支給申請受理、要件確認、支給決定通知発送） ・地域支援事業に関する事務 <p>・介護保険法第27条、28条、29条、32条、33条、33条の2、36条、37条に基づく介護保険認定業務に係る通知、住所移転確認、介護給付等対象サービスの種類の指定を適切に実施するために、介護保険被保険者の正確な記録を保持し、以下①～⑤の業務を取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①個人を特定する介護保険被保険者を個人別に管理する台帳を作成。 ②介護保険認定申請に基づく台帳への記載、削除または記載の修正。 ③介護保険認定審査結果の本人の対する通知。（介護給付等対象サービスの種類指定を含む。） ④介護保険認定審査結果の転出市町村に対する通知。 ⑤転入介護保険受給資格者の住民登録確認。 <p>・各被保険者の保険料は被保険者本人の市町村民税課税状況及び所得の状況並びに被保険者の属する世帯の課税状況を基に決定されるため、サービス量に応じた適正な保険料水準を設定するにあたり、正確な被保険者数とその所得状況等を把握することが介護保険制度の円滑な実施に不可欠であり、被保険者資格管理業務並びに保険料賦課収納業務として具体的に以下のような事務を取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①第1号被保険者の資格取得 ②第2号被保険者の資格取得 ③住所地特例対象者施設入所に関する資格管理 ④保険料賦課要件の確認（生活保護受給者情報/被保険者の世帯員情報/世帯変更情報/世帯課税状況/合計所得金額等/住所地特例対象者情報/被保険者の老齢福祉年金情報） ⑤保険料賦課通知書発付 ⑥被保険者の資格喪失 ⑦被保険者資格取得による被保険者証の交付 ⑧被保険者証の再交付 ⑨氏名変更、住所変更による被保険者証の再交付 ⑩保険料特別徴収額の国保連との情報連携 ⑪保険料特別徴収額通知書発付 ⑫保険料の減免 <p>届出等は、窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能で受付し、電子申請のあったものはマイナポータルのお知らせ機能を用いて受領の連絡をし、申請管理システムの登録情報を介護保険システムへ入力する。</p>

③システムの名称	介護保険システム R-STAGE介護認定システム 認定支援ソフト 介護保険保険者支援システム 地域包括支援センターシステム 住民基本台帳システム 住民基本台帳ネットワークシステム 宛名連携システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険被保険者情報ファイル 他市町村住所地特例者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用法に関する法律(以下「番号法」という。)番号法第9条第1項 別表の100の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号表第19条第8号に基づく主省令第2条の表 1,2,3,6,7,11,15,27,38,42,56,65,69,70,80,83,86,87,108, 115,116,125,128,131,132,137,144,145,161の項 【情報照会の根拠】 番号表第19条第8号に基づく主省令第2条の表131,132の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	長寿支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒783-8501 高知県南国市大桶甲2301番地 南国市役所 長寿支援課 TEL 088-880-6556
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒783-8501 高知県南国市大桶甲2301番地 南国市役所 長寿支援課 TEL 088-880-6556

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務にかかる横断的なガイドライン」に従い、申請時には本人からのマイナンバー取得と本人確認を原則とし、住基ネット照会を行う際には4情報または氏名・生年月日・住所の3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 特に力を入れて行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	市の情報セキュリティ規定及び特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドラインに則り、漏洩・滅失・毀損が万が一発生した場合に備えバックアップを保管している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 課長 原 康司	②所属長 課長 島本 佳枝	事後	人事異動後
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 平成27年1月31日時点	いつの時点の計測か 平成29年4月1日時点	事後	計測時点の更新
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計測か 平成27年1月31日時点	いつの時点の計測か 平成29年4月1日時点	事後	計測時点の更新
平成29年6月22日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②. 法令上の根拠	第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56の2、58,61,62,80,87,94の項)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,95,117の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「介護保険に関する事務」の項(93, 94の項) 内閣府・総務省令第7号 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供にかかるもの) 第1,2,3,4,6,19,25,30,32,33,43,44,47条(情報照会にかかるもの) 第46、47条	事後	法令及び主務省令表記の変更であり、実質的な内容変更ではない
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 平成29年4月1日時点	いつの時点の計測か 平成30年4月1日時点	事後	計測時点の更新
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計測か 平成29年4月1日時点	いつの時点の計測か 平成30年4月1日時点	事後	計測時点の更新
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 平成29年4月1日時点	いつの時点の計測か 平成30年4月1日時点	事後	計測時点の更新
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計測か 平成30年4月1日時点	いつの時点の計測か 平成31年4月1日時点	事後	計測時点の更新
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 課長 島本 佳枝	②所属長の役職名 課長	事後	様式変更
平成31年4月1日	IV リスク対策		(新規項目)	事後	新規項目への記載
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 平成31年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和2年4月1日時点	事後	計測時点の更新

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計測か 平成31年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和2年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 令和2年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和3年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計測か 令和2年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和3年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56の 2,58,61,62,80,87,90,94,95,117の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「介護保険に関する事務」の項(93、94の項) 内閣府・総務省令第7号 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供にかかるもの) 第1,2,3,4,6,19,25,30,32,33,43,44,47条 (情報照会にかかるもの) 第46、47条	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56の 2,58,61,62,80,87,90,94,95,117の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「介護保険に関する事務」の項(93、94の項) 内閣府・総務省令第7号 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供にかかるもの) 第1,2,3,4,6,19,25,30,32,33,43,44,47条 (情報照会にかかるもの) 第46、47条	事後	番号法改正に伴う変更
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 令和3年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和4年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計測か 令和3年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和4年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和5年3月24日	I 関連情報 I. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		本文の下に下記の文章を追加する。 届出等は、窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能で受付し、電子申請のあったものはマイナポータルのお知らせ機能を用いて受領の連絡をし、申請管理システムの登録情報を介護保険システムへ入力する。	事後	ぴったりサービスによる電子申請の実施に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月24日	I 関連情報 I. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	認定支援ソフト 介護保険保険者支援システム 地域包括支援センターシステム 住民基本台帳システム 住民基本台帳ネットワークシステム 宛名連携システム 中間サーバー	認定支援ソフト 介護保険保険者支援システム 地域包括支援センターシステム 住民基本台帳システム 住民基本台帳ネットワークシステム 宛名連携システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能 申請管理システム	事後	ぴったりサービスによる電子申請の実施に伴う変更
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 令和4年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和5年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計測か 令和4年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和5年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 令和5年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和6年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計測か 令和5年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和6年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和6年10月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 項番68 内閣府・総務省令第5号 番号法別表第一の 主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条各号	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用法に関する法律(以下「番号法」 という。)番号法第9条第1項 別表の100の項	事後	番号法改正に伴う変更
令和6年10月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、 第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付関係情報」 が含まれる項 (1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56の 2,58,61,62,80,87,90,94,95,117の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、 第二欄(事務)が「介護保険に関する事務の項 (93、94の項) 内閣府・総務省令第7号 番号法別表第二の 主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供にかかるもの) 第 1,2,3,4,6,19,25,30,32,33,43,44,47条 (情報照会にかかるもの) 第46、47条	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主省令第2条の表 1,2,3,6,7,11,15,27,38,42,56,65,69,70,80,83,86,87, 108,115,116,125,128,131,132,137,144,145,161 の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主省令第2条の表 131,132の項	事後	番号法改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	8. 人手を介在させる作業 (判断の根拠)		新規項目	事後	新規項目への記載
令和6年10月1日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策(判断の根拠)		新規項目	事後	新規項目への記載